

保護者の皆様

府中第四小学校いじめ防止基本方針について

府中市立府中第四小学校
校長 木下 和紀

日頃より、保護者の皆様には本校の教育活動へのご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、現代社会において、いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにつくるかという、学校を含めた社会全体に関する緊急課題となっています。とりわけ学校においては、いじめ問題に適切に対処し、児童が安心して学校生活を送ることができるようにすることが重要な課題と捉えています。

そこで、府中第四小学校においては上記の課題を真摯に受け止めて「いじめ防止対策推進法」及び「東京都いじめ防止対策推進条例」等を斟酌（しんしゃく）して、「府中第四小学校いじめ防止基本方針」を定めました。下記に概略を示し、裏面に「府中第四小学校いじめ防止基本方針」を掲載しました。どうぞご高覧ください。

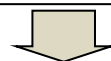
目的

いじめ防止対策を総合的・効果的に推進する



いじめの定義

他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為。
その行為の対象となった児童が、心身の苦痛を感じている場合。
(インターネットの悪質な書き込み等も含まれます。)



基本理念

- ① 「いじめは絶対にゆるされない。」という認識の徹底→人権が尊重される学校
- ② しかし、いじめはどこにも起こりうるとの認識をもち、未然防止に努める。
→子どものSOS信号に気づく →子どもの小さな変化を捉える。
- ③ 早期発見・早期対応→学校・保護者による多面的な理解と連携。
- ④ 重大事態への対処に備える。



府中第四小学校いじめ防止基本方針

人権が尊重される学校づくり（全ての教育活動を通じた道徳教育、体験活動の充実）

- ① 【いじめの未然防止・早期発見】
- ② 【いじめの早期対応・解決】
- ③ いじめ防止委員会
- ④ 「府中四小いじめ緊急対策委員会（重大事態への対処）」

詳細は別紙「府中第四小学校いじめ防止基本方針」をご高覧ください。